

山梨県介護職員初任者研修指定要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>山梨県介護員養成研修指定要領</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、<u>山梨県介護員養成研修実施要綱</u> (以下「要綱」という。) 第<u>16</u>条の規定に基づき、<u>介護員養成研修事業者</u> (以下「事業者」という。) 及び<u>介護員養成研修</u> (以下「研修」という。) の指定等に関する手続について、必要な事項を定める。</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第2条 <u>事業者及び研修</u>の指定を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、受講者の募集を開始しようとする日の30日前までに、次に掲げる事項を記載又は関係書類を添付した<u>介護員養成研修事業者及び介護員養成研修指定申請書 (様式第1号)</u> を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 研修事業の名称</p> <p>(3) <u>研修課程及び形式</u> (通学又は通信の別 _____)</p> <p>(4) 事業所の所在地 (講義を通信の方法で行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地)</p> <p>(5) 定員 _____</p> <p>(6) 学則</p> <p>(7) 研修のカリキュラム _____</p> <p><u>(8) 初年度における研修期間及び研修日程表</u></p> <p><u>(9) 募集開始年月日</u></p> <p><u>(10) 募集手続き (募集要領等)</u></p> <p><u>(11) 研修の一部を免除する場合の免除規定</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>山梨県介護職員初任者研修指定要領</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、<u>山梨県介護職員初任者研修実施要綱</u> (以下「要綱」という。) 第<u>15</u>条の規定に基づき、<u>介護職員初任者研修事業者</u> (以下「事業者」という。) 及び<u>介護職員初任者研修</u> (以下「研修」という。) の指定等に関する手続について、必要な事項を定める。</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第2条 <u>本事業</u> _____ の指定を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、受講者の募集を開始しようとする日の30日前までに、次に掲げる事項を記載又は関係書類を添付した<u>介護職員初任者研修事業者及び介護職員初任者研修指定申請書 (様式1)</u> を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 研修事業の名称</p> <p>(3) <u>研修の実施方法</u> (通学又は通信の別 <u>を記載</u>)</p> <p>(4) 事業所の所在地 (講義を通信の方法で行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地)</p> <p>(5) 定員 <u>及び募集手続き等</u></p> <p>(6) 学則</p> <p>(7) 研修のカリキュラム <u>(日程、内容、担当講師)</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(8) 研修の一部を免除する場合の免除規定</u></p>

山梨県介護職員初任者研修指定要領 新旧対照表

新	旧
<p><u>(12)</u> 事業実施場所（講義・演習会場の平面図及び使用承諾書等）</p> <p><u>(13)</u> 実習を行う場合の実習施設の名称等及び実習受入承諾書</p> <p><u>(14)</u> 使用備品</p> <p><u>(15)</u> 講師の氏名、履歴、担当科目<u>及び</u>専任・兼任の別<u>並びに</u>資格証の写し</p> <p><u>(16)</u> 研修の受講費用_____</p> <p><u>(17)</u> <u>研修事業の収支予算書及び向こう2年間の財政計画</u></p> <p><u>(18)</u> 法人に関する書類（登記簿の写、決算報告書（直近事業年度のもの）、定款又は寄付行為その他の基本約款、事業概要及び組織概要）</p> <p><u>(19)</u> 研修責任者の履歴</p> <p><u>(20)</u> 使用教材の名称等</p> <p><u>(21)</u> 修了評価の方法</p> <p><u>(22)</u> 修了証明書の見本</p> <p><u>(23)</u> 情報の公表体制</p> <p><u>(24)</u> その他指定に関し必要があると認める事項</p> <p><u>(25)</u> 講義を通信の方法で行う場合にあっては、(1)～<u>(24)</u>に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載又は関係書類を添付すること。</p> <p>①講義を通信の方法によって行う地域</p> <p>②添削指導及び面接指導の指導方法</p> <p>③<u>面接指導を実施する期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書</u></p> <p><u>2 前項の申請は、研修課程又は形式ごとに行わなければならない。</u></p> <p>（指定の決定）</p> <p>第3条 知事は、前条<u>第1項</u>の規定により指定の申請があったときは、要綱及び別に定める<u>介護員養成研修指定基準</u>（以下「指定基準」という。）に基づき</p>	<p><u>(9)</u> 事業実施場所（講義・演習会場の平面図及び使用承諾書等）</p> <p><u>(10)</u> 実習を行う場合の実習施設の名称等及び実習受入承諾書</p> <p><u>(11)</u> 使用備品</p> <p><u>(12)</u> 講師の氏名、履歴、担当科目、<u>専任・兼任の別、</u>資格証の写し</p> <p><u>(13)</u> 研修の受講費用、<u>収支予算書及び向こう2年間の財政計画</u></p> <p>_____</p> <p><u>(14)</u> 法人に関する書類（登記簿の写、決算報告書（直近事業年度のもの）、定款又は寄付行為その他の基本約款、事業概要及び組織概要）</p> <p><u>(15)</u> 研修責任者の履歴</p> <p><u>(16)</u> 使用教材の名称等</p> <p><u>(17)</u> 修了評価の方法</p> <p><u>(18)</u> 修了証明書の見本</p> <p><u>(19)</u> 情報の公表体制</p> <p><u>(20)</u> その他指定に関し必要があると認める事項</p> <p><u>(21)</u> 講義を通信の方法で行う場合にあっては、(1)～<u>(20)</u>に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載又は関係書類を添付すること。</p> <p>①講義を通信の方法によって行う地域</p> <p>②添削指導及び面接指導の指導方法</p> <p>③<u>添削指導に係る教材、添削課題等</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>（指定の決定）</p> <p>第3条 知事は、前条_____の規定により指定の申請があったときは、要綱及び別に定める<u>介護職員初任者研修指定基準</u>（以下「指定基準」という。）に基づき</p>

山梨県介護職員初任者研修指定要領 新旧対照表

新	旧
<p>審査する。</p> <p>2 知事は、審査を行うにあたり、必要に応じて申請内容について申請者に対し照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。</p> <p>3 知事は、申請内容が適当でないと判断したときは、<u>申請者</u>に対し、申請内容の補正その他の必要な指示を行うことができる。</p> <p>4 知事は、申請内容が指定基準を満たすと認められる場合、<u>事業者</u>及び研修の指定を行い、申請者に対し、<u>介護員養成研修事業者及び介護員養成研修指定通知書（様式第2号）</u>により通知する。</p> <p>5 知事は、前項の指定をしないときは、申請者に対し、その理由を付してその旨通知する。</p> <p>（受講者の募集等）</p> <p>第4条 申請者は、<u>前条</u>第4項の規定による<u>指定通知書</u>の交付を受ける前に受講者の募集を開始してはならない。</p> <p>2 <u>事業者</u>は、募集の際に、要綱第<u>15</u>条第1項に規定する情報項目及び指定基準3に規定する学則を公開しなければならない。</p> <p>（実施計画書の提出）</p> <p>第5条 <u>事業者</u>は、事業年度（4月1日からの1年間をいう。以下同じ。）ごとに<u>介護員養成研修事業実施計画書（様式第3号）</u>を、当該事業年度において最初に開講する研修の受講者募集を開始しようとする日の30日前までに知事に提出しなければならない。ただし、第2条<u>第1項</u>の規定による指定の申請を行った事業年度においては、この限りではない。</p> <p>2 知事は、実施計画書の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。</p>	<p>審査する。</p> <p>2 知事は、審査を行うにあたり、必要に応じて申請内容について申請者に対し照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。</p> <p>3 知事は、申請内容が適当でないと判断したときは、<u>事業者</u>に対し、申請内容の補正その他の必要な指示を行うことができる。</p> <p>4 知事は、申請内容が指定基準を満たすと認められる場合、<u>研修事業者</u>及び研修の指定を行い、申請者に対し、<u>介護職員初任者研修事業者及び介護職員初任者研修指定通知書（様式2）</u>により通知する。</p> <p>5 知事は、前項の指定をしないときは、申請者に対し、その理由を付してその旨通知する。</p> <p>（受講者の募集等）</p> <p>第4条 申請者は、<u>第3条</u>第4項の規定による<u>指定書</u>の交付を受ける前に受講者の募集を開始してはならない。</p> <p>2 <u>研修事業者</u>は、募集の際に、要綱第<u>14</u>条第1項に規定する情報項目及び指定基準3に規定する学則を公開しなければならない。</p> <p>（実施計画書の提出）</p> <p>第5条 <u>研修事業者</u>は、事業年度（4月1日からの1年間をいう。以下同じ。）ごとに<u>介護職員初任者研修事業実施計画書（様式3）</u>を、当該事業年度において最初に開講する研修の受講者募集を開始しようとする日の30日前までに知事に提出しなければならない。ただし、第2条<u>第1項</u>の規定による指定の申請を行った事業年度においては、この限りではない。</p> <p>2 知事は、実施計画書の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。</p>

山梨県介護職員初任者研修指定要領 新旧対照表

新	旧
<p>(実績報告書等の提出)</p> <p>第6条 <u>事業者</u> は、事業年度終了後の5月31日までに、<u>介護員養成研修事業実績報告書(様式第4号)</u> 及び <u>介護員養成研修修了者名簿(様式第5号)</u> を知事に提出しなければならない。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第7条 <u>事業者</u> は、第2条第1項に規定する指定申請書の内容又は第5条第1項に規定する実施計画書の内容に変更が生じたときは、変更が生じた日から10日以内に、<u>介護員養成研修事業変更届(様式第6号)</u> を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の届出の内容が適当でないとは判断したときは、<u>事業者</u> に対し、必要な指示を行うことができる。</p> <p>(休止等の届出)</p> <p>第8条 <u>事業者</u> は、事業を休止するときは、休止することを決定した日から10日以内に、<u>介護員養成研修事業休止届(様式第7号)</u> を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>事業者</u> は、事業を再開するときは、再開することを決定した日から10日以内に、<u>介護員養成研修事業再開届(様式第7号)</u> を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>事業者</u> が、連続した二の事業年度を通じて研修事業を実施しなかった場合は、第9条に規定する廃止の届出があったものとみなす。</p> <p>4 第3項の規定にかかわらず、一の事業年度を通じて第1項の規定による<u>休止の届出</u> がなく研修事業を実施しなかった場合は、第9条に規定する</p>	<p>(実績報告書等の提出)</p> <p>第6条 <u>研修事業者</u> は、事業年度終了後の5月31日までに、<u>介護職員初任者研修事業実績報告書(様式4)</u> 及び <u>研修修了者名簿(様式5)</u> を知事に提出しなければならない。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第7条 <u>研修事業者</u> は、第2条 _____ に規定する指定申請書の内容又は第5条第1項に規定する実施計画書の内容に変更が生じたときは、変更が生じた日から10日以内に、<u>介護職員初任者研修事業変更届(様式6)</u> を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の届出の内容が適当でないとは判断したときは、<u>研修事業者</u> に対し、必要な指示を行うことができる。</p> <p>(休止等の届出)</p> <p>第8条 <u>研修事業者</u> は、事業を休止するときは、休止することを決定した日から10日以内に、<u>介護職員初任者研修事業休止届(様式7)</u> を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>研修事業者</u> は、事業を再開するときは、再開することを決定した日から10日以内に、<u>介護職員初任者研修事業再開届(様式7)</u> を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>研修事業者</u> が、連続した二の事業年度を通じて研修事業を実施しなかった場合は、第9条に規定する廃止の届出があったものとみなす。</p> <p>4 第3項の規定にかかわらず、一の事業年度を通じて <u>1</u> の規定による <u>研修事業休止届の提出</u> がなく研修事業を実施しなかった場合は、第9条に規定する</p>

山梨県介護職員初任者研修指定要領 新旧対照表

新	旧
<p>廃止の届出があったものとみなす。</p> <p>(廃止の届出)</p> <p>第9条 本事業の指定を受けた<u>事業者</u>は、事業を廃止するときは、廃止の日から10日以内に、<u>介護員養成研修事業廃止届（様式第7号）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(実施状況の調査)</p> <p>第10条 知事は、必要に応じて、研修の実施状況について、<u>事業者</u>に対して照会を行い、報告を求め又は実地調査を行うことができる。</p> <p>2 知事は、研修の実施状況が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。</p> <p>(指定の取消)</p> <p>第11条 知事は、<u>事業者</u>が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該<u>事業者</u>に係る指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第2条第1項の規定により提出した指定申請書又は第5条第1項の規定により提出した実施計画書の内容に虚偽があったとき。</p> <p>(2) 施行令、施行規則、厚生労働大臣が定める基準、取扱細則、要綱、指定基準又はこの要領の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 第5条第2項、第7条第2項、第10条第2項の規定による知事の指示に正当な理由なく従わないとき。</p> <p>2 前項の規定により指定の取消を行う場合は、<u>事業者</u>に対して聴聞等の必要な手続きを行う。</p>	<p>廃止の届出があったものとみなす。</p> <p>(廃止の届出)</p> <p>第9条 本事業の指定を受けた<u>研修事業者</u>は、事業を廃止するときは、廃止の日から10日以内に、<u>介護職員初任者研修事業廃止届（様式7）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(実施状況の調査)</p> <p>第10条 知事は、必要に応じて、研修の実施状況について、<u>研修事業者</u>に対して照会を行い、報告を求め又は実地調査を行うことができる。</p> <p>2 知事は、研修の実施状況が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。</p> <p>(指定の取消)</p> <p>第11条 知事は、<u>研修事業者</u>が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該<u>研修事業者</u>に係る指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第2条____の規定により提出した指定申請書又は第5条____の規定により提出した実施計画書の内容に虚偽があったとき。</p> <p>(2) 施行令、施行規則、厚生労働大臣が定める基準、取扱細則、要綱、指定基準又はこの要領の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 第5条第2項、第7条第2項、第10条第2項の規定による知事の指示に正当な理由なく従わないとき。</p> <p>2 前項の規定により指定の取消を行う場合は、<u>研修事業者</u>に対して聴聞等の必要な手続きを行う。</p>

山梨県介護職員初任者研修指定要領 新旧対照表

新	旧
<p>附 則 略 <u>附 則</u> <u>この要領は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 略 <u>(新設)</u></p>